

鎌倉市介護職体験プログラム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市介護職体験プログラム（以下「プログラム」という）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(プログラムの目的及び概要)

第2条 このプログラムは、鎌倉市の介護保険事業及び介護職に対する理解促進や魅力向上、やりがいの気づき、不安払拭等により介護福祉に関する人材育成及び確保に寄与することを目的に、介護保険制度に係るレクチャー及び介護サービス事業所における介護の補助等をとおして実施する一連の取り組みとする。

(対象者)

第3条 プログラムの対象者は、鎌倉市内に在住・在学する、学校教育法における大学院・大学・短期大学・専門学校・高等学校（以下「学校」という。）の学生とする。

(申込み等)

第4条 学生にプログラムを受けさせようとする学校は、鎌倉市介護職体験プログラム申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申込みがあったときは、市長はその諾否を決定し、鎌倉市介護職体験プログラム実施決定通知書（第2号様式）により、当該申込みをした学校に通知するものとする。

(協定書の締結)

第5条 市は、プログラム実施を決定した学生（以下「参加者」という。）が所属する学校と、期間中に起きた事故の損害に対する補償及び秘密の漏洩の禁止等を定めた協定書を締結するものとする。

(辞退)

第6条 参加者が所属する学校は、決定後にその決定を辞退しようとするときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

(プログラムの提供に係る協定)

第7条 プログラムの一部または全部は、市内の介護サービス事業者と、当該事業者が設置運営する介護サービス事業所等においてプログラムを提供することに関し、協定書を締結して実施するものとする。

(プログラムの実施)

第7条 プログラムの実施は、前条の協定を締結した事業者（以下「協力事業者」という）に受け入れを依頼して実施することとし、依頼は、必要事項を記入した鎌倉市介護

職体験プログラム受入れ依頼書（第3号様式）を提出する方法により行う。

2 協力事業者は、前項の依頼を受諾する場合、鎌倉市介護職体験プログラム受入れ決定書（第4号様式）により、その受け入れの意思表示をする。

4 協力事業者は、事業所等におけるプログラム終了後、実施内容を鎌倉市介護職体験プログラム受入れ結果報告書（第5号様式）により市に報告する。

5 市は、前項による報告のほか、プログラム全体の実施内容について、鎌倉市介護職体験プログラム実施報告書（第6号様式）により学校に報告する。

（責任）

第8条 参加者がプログラムを受けているとき（事業所との移動を含む）に損害を受けた場合並びに当該参加者が市、協力事業者又は第三者に損害を与えた場合には、その者が所属する学校又はその者が損害を賠償することとし、市及び協力事業者は一切その責めを負わないものとする。

付 則

この要綱は令和7年6月9日から施行する。